

## 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

宇宙開発事業団法施行規則(昭和44年9月16日総理府・郵政省令第1号)第7条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 予算総則第2条に規定する平成13事業年度において宇宙開発事業団が債務を負担することができる事項と事項ごとの限度額のうち債務を負担した金額は、次のとおりである。

| 事 項                     | 限 度 額          | 債 務 負 担 額      |
|-------------------------|----------------|----------------|
|                         | 円              | 円              |
| 人工衛星の開発に必要な経費           | 11,916,886,000 | 10,071,179,100 |
| 宇宙環境利用の総合推進に必要な経費       | 25,704,813,000 | 25,465,568,950 |
| ロケットの開発に必要な経費           | 14,433,974,000 | 14,380,732,000 |
| ロケットの打上げ及び打上施設の整備に必要な経費 | 6,504,410,000  | 6,375,130,000  |
| 追跡管制に必要な経費              | 1,913,141,000  | 1,903,271,000  |
| 筑波宇宙センター施設の整備に必要な経費     | 2,785,383,000  | 2,785,212,450  |
| 地球観測センター施設の整備に必要な経費     | 132,192,000    | 131,880,000    |
| 情報収集衛星システム開発等受託に必要な経費   | 4,466,912,000  | 4,437,791,000  |
| 合 計                     | 67,857,711,000 | 65,550,764,500 |

2. 予算総則第3条に規定する増加した情報収集衛星システム開発等受託収入及び事業収入並びに当該増加した事業に直接必要とした経費は、次のとおりである。

(款) 情報収集衛星システム開発等受託収入

(項) 情報収集衛星システム開発等受託収入

(目) 情報収集衛星システム開発等受託収入

| 収入増加額            | 支出増加額            |
|------------------|------------------|
| 16,700,159,000 円 | 16,700,159,000 円 |

3. 予算総則第4条に規定する経費は、役員給与、職員給与、退職金、福利費及び交際費で、このうち文部科学大臣、総務大臣及び国土交通大臣の承認を受けて役員給与・常勤職員給与及び退職金から職員給与へ35,446,000円を流用した。
4. 予算総則第5条に規定する経費は、役員給与、職員給与、退職金、福利費及び交際費で、これらの経費については翌事業年度への繰り越しは行わなかった。
5. 予算総則第6条に規定する役職員の定員及び給与の基準については、予算において予定した定員を超える増員又は給与の基準を超える支給は行わなかった。